福岡県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

新旧対照表

| 福岡県漁港管理条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第五十五号） | |
| --- | --- |
| 改 正 案 | 現 行 |
| （入出港届） | （入出港届） |
| 第十六条　条例第十六条第一項の規定による届出は国際航海に従事する船舶にあっては漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第十七条の入港届又は出港届により、国内航海に従事する船舶にあっては入出港届（様式第十三号）により、条例第十六条第二項の規定による報告は入出港状況報告書（様式第十四号）によりしなければならない。 | 第十六条　条例第十六条第一項の規定による届出は国際航海に従事する船舶にあっては漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第八条の二の入港届又は出港届により、国内航海に従事する船舶にあっては入出港届（様式第十三号）により、条例第十六条第二項の規定による報告は入出港状況報告書（様式第十四号）によりしなければならない。 |